

## 中部ゴルフ練習場連盟 6月研修会

開催日 令和3年 6月23日(水)  
開催コース さなげカントリークラブ  
〒470-0344 豊田市保見町字小黒実88  
TEL 0565-48-1301

中部ゴルフ練習場連盟研修会競技は R&A USGA 発行のゴルフ規則(2019年1月施行)と、このローカルルールを適用する。これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は:  
一般の罰(2罰打)

中部ゴルフ練習場連盟

### ローカルルール

#### 1. アウトオブバウンズ (規則18.2)

- a. アウトオブバウンズは、白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- b. アウトオブバウンズに止まつたり、そのアウトオブバウンズを超えて止まつた球は、他のホールではインバウンドとなるコースの別の部分に止まつたとしてもアウトオブバウンズである。

#### 2. ペナルティーエリア (規則17)

- a. レッドペナルティーエリアの境界は、赤杭または、赤線、イエローペナルティーエリアは、黄杭または、黄線を持ってその限界を標示する。杭と線が併用されている場合は、線がその限界を標示する。
- b. ペナルティーエリアの縁がアウトオブバウンズの境界縁まで及んでいる場合、そのペナルティーエリアの縁はアウトオブバウンズの境界縁と一致する。
- c. 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。

#### 3. 異常なコース状態

- a. 修理地は白線と青杭を持って表示する。
- b. プレーヤーの球が、張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイングの区域の障害になっている場合
  - (i) ジェネラルエリアの球: そのプレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。  
しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合障害は存在しない。  
救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。
  - (ii) 排水溝は修理地扱いとする。
  - (iii) 電磁誘導カート用の軌道は、全幅を以てカート道路とみなす。球がこのカート道路上にある場合、救済を受けなければならない。
  - (iv) 目的外グリーンによる障害がある場合、プレーヤーはその球をあるがままにプレーしてはならない。プレーヤーは、救済エリアにドロップして罰なしの救済を受けなくてはならない。

#### 4. コースと不可分の部分

巻物、ワイヤー、ケーブル等で樹木に密着している部分。コース内を造形する岩組や枕木並びに露出している岩石。

#### 5. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

#### 6. クラブとボールの規格

- a. 適合ドライバーヘッドラリストを適用する。
- b. ワンボール条件

正規のラウンド中、プレーヤーが使用する球はR & Aが発行する最新の適合球リストに一種類の球として記載されている同じブランド・同じモデルの球でなければならない。この条件の違反に対する罰は競技失格。

#### 7. 險悪な気象状況によるプレーの一時中断と再開 (規則5.7)

危険な状況のためにプレーの中断、または通常の中断はサイレンによって伝えられる。

- ・即時中断: 1回の長いサイレン
- ・通常の中断: 短いサイレン繰り返し鳴らす。
- ・プレーの再開: 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

#### 8. ホールとホールの間の練習 (規則5.5b)

- 2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次の事をしてはならない。
  - ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
  - ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面を擦ったり、球を転がすことでパッティンググリーン面をテストする。

#### 9. 移動

プレーヤーは乗用カートに乗車することができる。

#### 10. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

### 注 意 事 項

- 1. 競技の条件やローカルルールに追加変更のあるときは、随時クラブハウスに掲示して告示する。
- 2. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合はペナルティを課す。
- 3. 競技委員会は競技中を含め、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 4. 使用ティーは青マークとする。
- 5. プレー中、帽子を着用すること。ハウス内は脱帽又、コース内は、携帯電話の持ち込みを禁止。
- 6. 病気、事故などのやむを得ない状況で出場を取りやめる場合は必ず下記まで連絡をする事。
  - ・事前の場合 連盟事務局 052-452-8401
  - ・当日の場合事務局渡部 090-1721-6792
  - ・さなげカントリークラブ 0565-48-1301

競技委員長 伊藤晴夫